

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	高齢者在宅福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、高齢者在宅福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

高齢者在宅福祉に関する事務の一部について、外部委託をしているため、委託業者の選定の際に業者の個人情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含める。

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者在宅福祉に関する事務
②事務の概要	老人福祉法に基づき、高齢者の状況に応じて、在宅にて自立を促進する居宅サービス、通所サービス、配食サービス、家族への給付支援事業の実施。 事務の内容 ・各サービスの申請及び利用実績による事務 ・給付支援等支給に関する事務
③システムの名称	住民情報システム(COKAS-R/AD-II)
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者在宅福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一41項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二61項、62項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	福祉部高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 高齢者支援課 代表(0980)73-1964

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月5日	所属長	高齢者支援課長 豊見山 京子	高齢者支援課長 嵩里 公敏	事後	見直しに伴う変更
平成29年1月5日	連絡先	(0980)72-3751	(0980)73-1964	事後	見直しに伴う変更
平成29年1月5日	Ⅱ-1、2	平成27年2月19日時点	平成29年1月5日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月26日	所属長	高齢者支援課長 嵩里 公敏	高齢者支援課長	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月26日	Ⅱ-1、2	平成29年1月5日時点	平成29年12月26日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月25日	Ⅱ-1	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月25日	Ⅱ-1	平成29年12月26日	平成30年12月25日	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月25日	Ⅱ-2	平成27年2月19日	平成30年12月25日	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-1		基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-2		特に力を入れている	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-3		特に力を入れている	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-4		委託しない	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-5		提供・移転しない	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-6		接続しない	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-7		特に力を入れている	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-8		自己点検	事後	様式変更に伴う変更
平成31年3月7日	Ⅳ-9		特に力を入れている	事後	様式変更に伴う変更
令和1年12月6日	Ⅱ-1	平成30年12月25日 時点	令和元年12月6日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月6日	Ⅱ-2	平成30年12月25日 時点	令和元年12月6日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月6日	Ⅰ-5②	高齢者支援課長	福祉部高齢者支援課長	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月7日	Ⅱ-1	令和元年12月6日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月7日	Ⅱ-2	令和元年12月6日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	Ⅰ-①	PLANETS	住民情報システム(COKAS-R/AD-Ⅱ)	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	Ⅰ-4	番号法第9条第1項 別表第261項、62項	番号法第19条第8号 別表第261項、62項	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	Ⅱ-1	令和2年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	Ⅱ-2	令和2年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	見直しに伴う変更